

第3号

大和川 ジャーナル

—特集号—

大和川流域における総合治水に関する
条例の制定について



|特|集|号|

大和川流域における 「総合治水に関する条例」 の制定を目指します

大和川流域では、昭和57年8月の「大和川大水害」を契機に、総合治水に取り組んできました。しかし、未だに浸水被害は発生しています。奈良県では浸水被害の解消を目指し、さらなる総合治水を推進するため、条例案を9月の県議会に上程する予定です。

平成11年8月洪水(河合町付近)

制定を目指した 背景

昭和57年8月、「大和川大水害」が大和川流域で発生しました。床上・床下浸水による被災家屋は1万戸以上にのぼり、大和川流域で戦後最大となる洪水被害となりました。この被害を受け、大和川流域関係市町村、奈良県、国土交通省からなる「大和川流域総合治水対策協議会」が設立され、河川改修などの「ながす対策」とともに、流域内で一時に雨水をためる「ためる対策」を行う総合治水に取り組んできました。

総合治水を始めて30年経過しましたが、ためる対策の進捗の低迷、防災調整池の設置を必要とする小規模な開発の増加、保水力のあるため池や農地の減少、浸水区域での土地利用など、浸水被害の拡大が懸念される問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、総合治水のより一層の取組強化を図るため、総合治水に関する条例の制定が必要となりました。

3つの対策の柱と、上下流一体となった取り組みを支える仕組みで総合治水に取り組みます。

ひかる対策

「ひかる対策」とは、市街化調整区域内で頻繁に床上浸水レベルの浸水被害が起こるような区域の、市街化を抑制し、浸水被害の拡大を防ぐ対策です。

- 市街化への編入を抑制する区域の指定と公表

ためる対策

「ためる対策」とは、降った雨が一気に川に流れ出ないように、一時に雨をためることで、川が溢れるのを防ぐ対策です。

- 防災調整池の設置
- 雨水貯留浸透施設の整備
- ため池治水利用施設の整備
- 水田貯留施設の整備
- ため池・農地・森林の保全

ながす対策

「ながす対策」とは、降った雨を河川で安全に流す対策です。

- 河川整備
- 河川の維持管理

総合治水の推進体制

- 県と流城市町村が総合治水に関する協定を締結することができます。
- 協定に基づく計画を策定し市町村を積極的に支援します。
- 上下流一体となった総合治水の取り組みを支える仕組みをつくり、総合治水の推進を図ります。

条例案の構成

総則

- 目的
- 基本理念
- 責務(県・県民・事業者)
- 財政上の措置

基本的な施策

■治水対策(ながす対策)

- 河川の整備と維持管理

■流域対策(ためる対策)

- 防災調整池の設置と維持管理
- 監督処分、立入検査
- 雨水貯留浸透施設の整備と維持管理
- ため池治水利用施設の整備と維持管理
- 水田貯留施設の整備と維持管理
- ため池の保全
- 農地の保全
- 森林の保全

■土地利用対策(ひかえる対策)

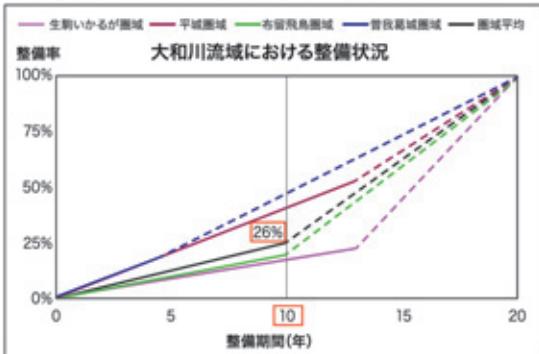
- 市街化への編入を抑制する区域の指定と公表

■総合治水の推進体制

- 総合治水の推進に関する県と市町村の協定の締結・計画の策定
- 計画に位置付けられた施策の推進

■罰則

■河川整備計画に基づき河川整備を進めていますが、整備が完了した割合は約26%と低迷しています。



県では大和川水系河川整備計画を策定し計画的に河川の整備に取り組んできましたが、整備対象延長に対しても改修が完了した割合は26%となつております。今後も整備を進める必要があります。そこで、本条例には河川整備と維持管理を的確に行うことの明記し、事業の推進に努めています。

「ながす対策」とは、川幅を広げたり川底を下げる河川改修のほか、遊水地やダムといった対策もあります。また、整備した河川の機能を維持するためには定期的にたい積した土砂を撤去する維持管理や、河川管理施設の的確な維持修繕に取り組むことも必要です。

ながす対策

河川改修の効果

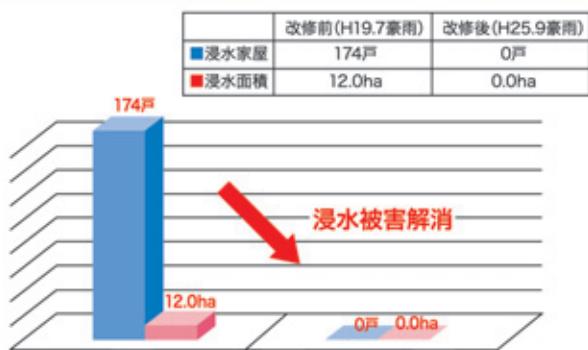
高田川では、河川改修で川の底を下げた結果、河川の水位が下がり、支川の水はけが良くなりました。平成25年9月の豪雨では、平成19年7月と同規模の豪雨であったにもかかわらず、浸水被害はありませんでした。

■河川改修による整備内容及び効果



高田川(大和高田市・広陵町)

■河川改修による整備効果



ためる対策

「ためる対策」には、住宅開発といった開発行為などに伴い設置する「防災調整池」、学校の校庭などを利用した「雨水貯留施設」、水田を利用した「ため池治水利用施設」があります。

また、もともと雨水をためる力（保水力）があるため池、雨水をためたり浸透させる力がある農地や森林の保全に努めることもためる対策になります。

防災調整池

防災調整池とは、開発行為などにより雨水の流出量が増大するため、雨水を一時的に貯留し、流出を抑制する施設のことです。

大和川流域では、これまで三千m²以上の

ならない小規模な開発が増加していることや、適切な管理がなされていない防災調整池が存在することなどの課題が出てきています。

そこで、本条例では、①防災調整池の設置の対象となる開発面積を三千m²から千m²に変更し、より多くの開発行為に対し防災調整池の管理者を届け出ることを明記し、課題の解決を図ります。

防災調整池の設置が必要な開発行為等※の対象面積が変わります。

また、防災調整池の管理者の届出や、適正な維持管理についても義務付けます。

※開発行為等とは、採石法、森林法、宅地造成等規制法、砂利採取法、都市計画法といった関係法令に基づいて一定規模以上の開発を行うための許認可が必要な行為のことです。

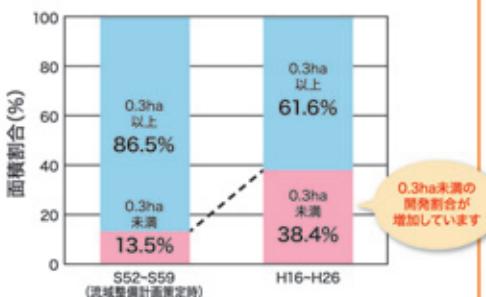
これまで

調整池の設置の対象

開発面積が **3,000m²** 以上

しかし、

大和川流域内の開発許可面積割合の変化



条例制定後

調整池の設置の対象

開発面積が **1,000m²** 以上

調整池の設置が完了した時

- 設置完了時に管理者等の届出が必要です
- 管理者が変更する場合も届出が必要です

設置後の維持管理

機能を維持するための、適正な管理が必要です
防災調整池設置、適正な維持管理義務の違反について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます。

ため池治水利用施設



鎌堀池(大和郡山市)



*余水吐(よすいばき)とは、余剰の水を放流するための設備のことです

ため池治水利用施設

ため池治水利用施設とは、ため池を掘削して容量を増やしたり、余水吐の一部を改良して、雨水を一時的に貯留する機能を持たせた施設です。

雨水貯留:透水性舗装



雨水貯留:校庭貯留



真美ヶ丘中学校(広陵町)

雨水貯留浸透施設とは、学校の校庭や公園などの公共施設を利用して雨水を一時的に貯留したり、道路を透水性舗装にして雨水を地下に浸透させることなどで、流出を抑制する施設です。

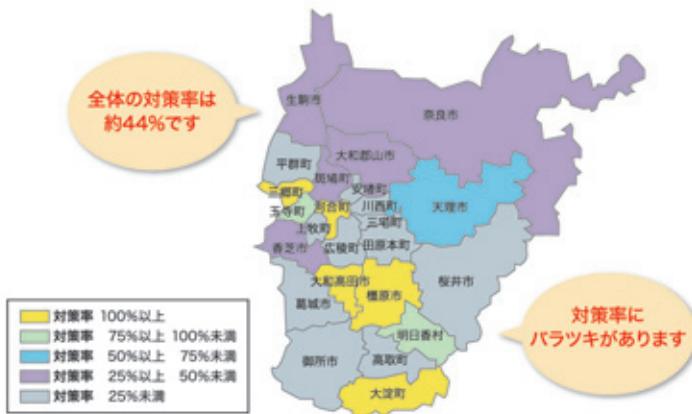
雨水貯留浸透施設

県と市町村は、雨水貯留浸透施設とため池治水利用施設についての目標整備量を

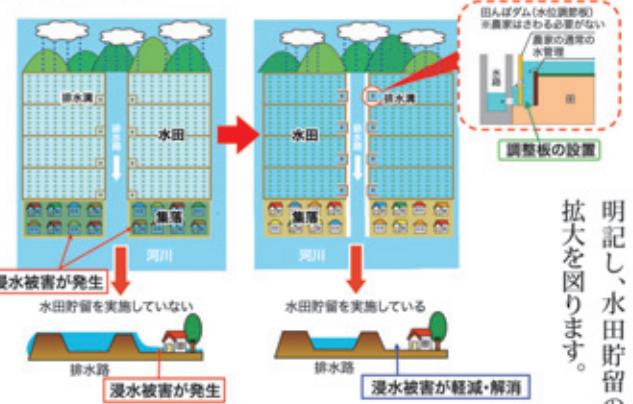
計画して整備を進めていますが、ため池治水利用施設は目標に対しても約44%と低迷しており、市町村間でも、対策率にバラツキが出ています。また、適正な管理が行われておらず、治水機能を失っている施設も見受けられます。

そこで、本条例では、①県自らが整備を進めるとともに市町村の整備が促進されるよう支援を行うこと、②維持管理基準を定め、基準に基づき適切な維持管理を行うことを義務化することを明記し、課題の解決を図ります。

■市町村のため池治水利用施設の対策率



■水田貯留の効果



奈良県では、平成24年度に田原本町から取組が始まりました。平成28年度末時点で、10市町村約64ヘクタールの土地で、水田貯留が実施され取り組みが広がっています。

本条例では市町村の整備が促進されるよう支援を行うことを明記し、水田貯留の拡大を図ります。

水田にはもともと「水をためる力」があります。水田貯留は、「水をためる力を少しだけ高める」ことで、浸水被害を軽減する取組です。水田の排水口の一部を改良したり、畦田に貯留し、河川や水路の急激な水位上昇を防ぐことが出来ます。

この取組は、私有地である水田を利用して行うため、水田の所有者、耕作者の協力が必要になります。

奈良県では、平成24年度に田原本町から取組が始まりました。平成28年度末時点で、10市町村約64ヘクタールの土地で、水田貯留が実施され取り組みが広がっています。

たとえばダム（水位調整板）が農家は立てる必要がない、農家の通常の水管理を行なうため池がある場合、その容量を増やして保全に努めていますが、開発行為にあたらない場合のため池の潰廃は、対策がとられていないのが現状です。

そこで、本条例では、ため池の保全に努めること、満水面積が千平方メートル以上のため池を潰廃する場合は県に届け出ること、また流出抑制対策を行うことを明記し、課題の解決を図ります。

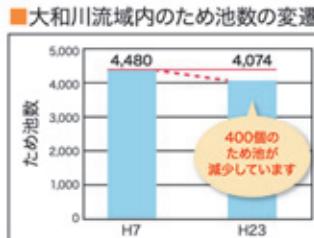
水田貯留施設

ため池の保全

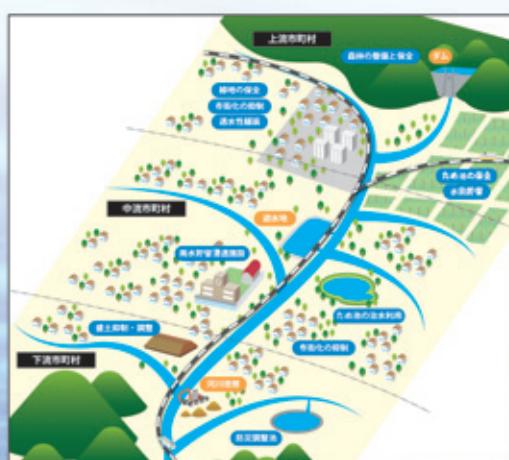
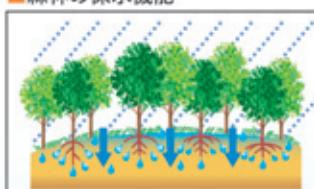
農地や森林には、農産物・林産物の供給、災害の防止、自然環境の保全や水源のかん養など多面的な機能があります。また、雨水を貯めたり浸透させる機能があるため、農地や森林が失われると雨水の流出が増大します。

そこで、本条例では、農地や森林の保全に努めることを明記し課題の解決を図ります。

農地・森林の保全



森林の保水機能



- ③ 県は計画に位置付けられた県の施策を積極的に実施するとともに、計画に位置付けられた市町村の施策についても積極的に支援します。

- ① 県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結することができます。
- ② 県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。

総合治水の推進体制

推進体制

下流にある市町村の浸水被害を防止する

ために、上流にある市町村での対策が必要となるなど、上下流の市町村が連携して総合治水に取り組む必要があります。本条例では、上下流の市町村が連携して一体的に取り組む仕組みをつくります。

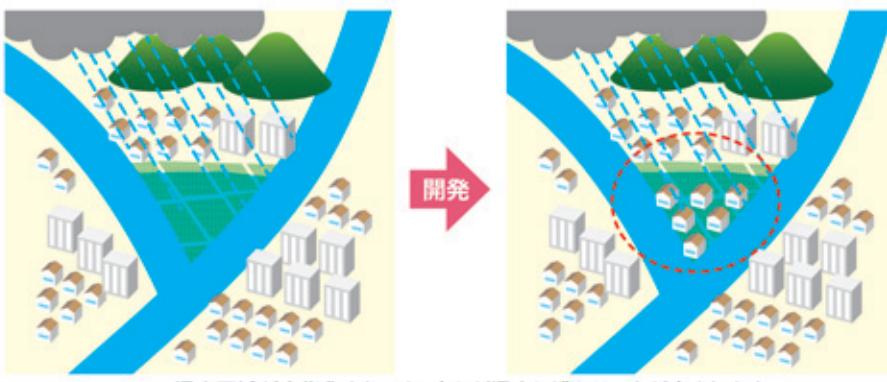
① 県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結することができます。

② 協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。

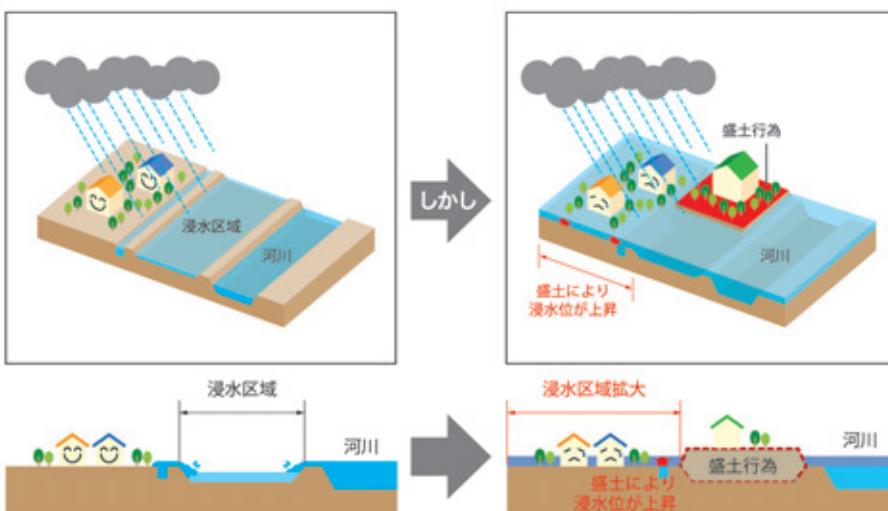
③ 県は計画に位置付けられた県の施策を積極的に実施するとともに、計画に位置付けられた市町村の施策についても積極的に支援します。

ひかえる対策

「ひかえる対策」とは、頻繁に床上浸水レベルの浸水が起こるような場所では、市街化を抑制し、浸水被害の拡大を防ぐ対策です。また、盛土を行うと周囲に浸水区域が拡大します。



浸水区域が市街化されると、自らが浸水に遭うリスクが高まります



浸水区域で盛土が行われると、浸水区域が周辺に拡大します

そこで、本条例では、市街化調整区域の中で10年につき1回の割合で発生すると予想される雨（時間雨量50ミリ程度）が降った場合、浸水深が50センチメートル以上になると予想される区域を「市街化への編入を抑制する区域」として指定し、都市計画法による市街化区域への編入を抑制する（ひかえる）ことを明記し、課題の解決を図ります。

『市街化への編入を抑制する区域』とは…

「市街化調整区域」のうち

10年に1回規模の降雨があった時に

どんな雨？

1時間に50mm程度の雨になります。

50cm以上の浸水が想定される区域で

50cm以上の浸水ってどのくらい？

床上浸水レベルになります。

知事が指定します。

市街化調整区域とは？

本県の都市計画では、無秩序な市街化を防止し、都市の計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

「市街化区域」は、既成市街地及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことであり、「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域となっており定期的な見直しを行っています。

「市街化への編入を抑制する区域」に指定されると

- 区域を公表します。
- 原則として市街化区域への編入を行いません。

ただし、著しい被害の発生を防止する対策が講じられる場合は、この限りではありません。
区域については、河川改修の進捗等に応じて適宜見直す予定です。

条例が施行されるまで

意見募集

(7/6~8/4予定)

条例案について、みなさまの意見を募集します。

→
条例案作成

条例の制定

(9月県議会上程予定)

みなさまのご意見をふまえ、条例案を県議会に上程します。議会で可決されると条例が制定されます。

→
周知期間

条例の施行

(平成30年度予定)

条例の運用が開始されます。

「大和川流域における総合治水に関する条例(案)」 について、 みなさまのご意見をお聞かせください!

条例案を公開しますので、以下の方法でご意見をお寄せください。

条例案の公開場所

奈良県河川課ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12730>

県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー、県河川課にて
ご覧いただけます。

意見の提出方法

電子申請(e古都なら)、郵送、FAX

※電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

※お住まいの市町村名・性別をご記入ください。差し支えなければ氏名・年齢もご記入ください。

募集期間

平成29年7月6日[木] ▶ 平成29年8月4日[金](予定)

いただいたご意見はとりまとめて、ご意見に対する県の考え方や条例案とともに、

奈良県河川課のホームページで公表する予定です。

ご意見をいただくにあたり、参考となる資料は、奈良県河川課のホームページに掲載しています。

[大和川流域総合治水対策事業](#)

[奈良県総合治水対策推進委員会](#)

[大和川ジャーナル](#)

などをクリックしてご覧ください。

問い合わせ・提出先

奈良県 県土マネジメント部 河川課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL.0742-27-7507 FAX.0742-22-1399

INFORMATION

7月の第3月曜日は

奈良県 山の日・川の日 今年は7月17日

海に面していない奈良県では、
山と川が身近な自然であり、歴史と文化の源です

奈良県では、山と川の重要性や魅力について理解を深め、奈良の美しい山と川を次世代に残すことを目指して、国民の祝日「海の日」である7月の第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」として条例で定めています。7~8月は、県内各地で山や川に親しむイベントが開催されます。詳しくはイベントガイドブックをご覧ください。

※イベントガイドブックは、県内全小学校生徒にお配りしています。また、市町村役場、イベント関係機関等にて入手できます。



水防災意識を高めよう！～県民一人ひとりができること～



住居の新築・増改築時にひと工夫することで「ためる対策」となります。

例えば、屋根に降った雨を貯める雨水タンクを設置すれば、晴天時の庭の水やりに使ったりできるようになります。

自治体によって、雨水タンクの設置や浄化槽の雨水タンクへの転用に対して補助金が交付される場合があります。(奈良市、大和郡山市、生駒市、三郷町、王寺町、斑鳩町に補助制度があります)

写真は、大和郡山市役所に設置されている雨水貯留タンク

「大和川のきれい化」プロジェクト～美化活動を支援します～

「地域の河川サポート事業」参加団体募集！

「地域の河川サポート事業」とは、より良い河川空間を創出することを目的として、県が管理している河川において、草刈り・花の植栽・清掃等の活動を行っている団体に対し、報償金の支給や保険の加入等で活動を支援するものです。



3つのプログラムがあります。活動内容にあったプログラムでご参加ください！

憩いの川づくりプログラム

活動内容

草刈り

活動要件

1回の参加人数10人以上、年間1回以上、延長100m以上、刈り取り高は10cm以下、刈草を河川に流さないこと

支援内容

面積に応じた報償金の支給(m²×9円)
傷害・賠償責任保険の加入、サインボード(看板)の設置

彩り花づつみプログラム

活動内容

花の植栽・維持管理

活動要件

1回の参加人数3人以上

支援内容

面積に応じた報償金の支給
(m²×320円※)
※花苗の植えつけ及び維持管理の場合
傷害・賠償責任保険の加入
サインボード(看板)の設置、
花苗等の物品の支給

ボランティア支援プログラム

活動内容

清掃(軽微な草刈りを含む)

活動要件

1回の参加人数5人以上
年間1回以上、延長50m以上

支援内容

報償金の支給または、傷害・賠償責任保険の加入

大和川ジャーナル 2017年7月発行

発行：奈良県県土マネジメント部河川課 TEL 0742-27-7507 FAX 0742-22-1399